

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

パンフレット

改定 2015.5

通販専用

無選択特則付

個人年金保険

5年ごと利差配当付

かがやくセカンドライフのために。



あなたのセカンドライフを応援します「個人年金保険」

計画的に積み立てて、その先の人生のゆとりをサポートします。

特徴1 無選択タイプなので、告知や医師の診査は必要ありません

告知をいただきませんので、被保険者のおからだの状態等によってご契約をお断りすることはありません。ただし、告知のある商品と異なり、約款所定の高度障害状態に該当したときなどに保険料のお払込みが免除となる取扱いはありません。

特徴3 受取年金額を重視した設計です

- 年金支払開始日前の死亡保障をおさえることで、受取年金額が大きくなるように設計されています。
- 年金支払開始日前に被保険者が亡くられたときは、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金は、基本年金額に対応する月払保険料に経過月数を乗じた金額となります。

※契約者配当金がある場合、契約者配当金もあわせてお受け取りいただけます。

特徴2 年金の受取期間をお選びいただけます

確定年金 生死にかかわらず年金をお受け取りいただけます。
年金支払期間 5年・10年
年金支払期間中は被保険者の生死にかかわらず年金をお受け取りいただけます。

10年保証期間付終身年金 生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。
保証期間 10年
年金支払期間 終身(保証期間10年)
10年間の保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生きておられる限り年金をお受け取りいただけます。

特徴4 税法上のお取扱いがあります

税法上の要件を満たす場合、「個人年金保険料税制適格特約」を付加していただくことで、お申込みいただいた保険料は個人年金保険料控除の対象となり、毎年の所得税や住民税の負担が軽くなります。

※税法上の要件については裏面の「ご契約時にご確認いただきたいこと」に記載の「個人年金保険料控除について」をご覧ください。
※税務上の取扱いについては、2015年1月施行中の税制によります。
※今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

特徴5 契約者配当金をお受け取りいただけます

責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後6年目から5年ごとに契約者配当金をお受け取りいただけます。

※契約者配当金をお受け取りにならずに積み立てた場合(5年ごと積立配当金)には運用成果に応じて、基本年金額に加えて増額年金・増加年金をお受け取りいただけます。



大事に大きく育てよう

ゆとりあるセカンドライフを送るには「いくら」必要でしょう?

退職後、ご夫婦で経済的に「ゆとりのある生活」を送るためには、1か月あたり約35.4万円が必要と考えられています。

老後の日常生活費(夫婦2人・1か月あたり)

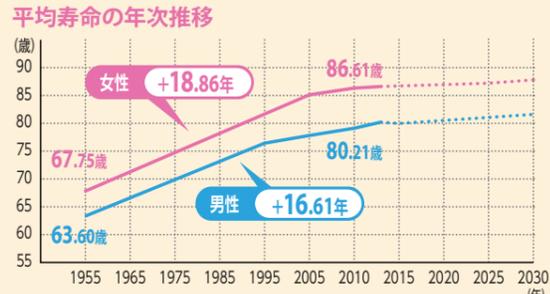
ゆとりある老後生活に必要な生活費	会社員夫婦の公的年金	必要な上乗せ月額
月額 35.4万円	月額約 23.3万円	月額約 12.1万円

注1 生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査(速報版)」夫婦2人でゆとりある老後生活を送るために必要と考える費用
注2 平均標準報酬月額35万円、平均標準報酬額45万円の会社員が、厚生年金に40年加入(平成15年3月以前の加入月数を348か月、平成15年4月以降の加入月数を132か月)し、妻は40年間国民年金に加入した場合、計算にあたっては平成26年4月時点の価格を使用しており、以後の物価スライド率は考慮していません。また、加給年金額は考慮していません(2014年4月現在)。

セカンドライフの備えは「いつまで」あればいいのでしょうか?

平均寿命注は年々長くなり、人生80年の時代です。60歳定年とするとセカンドライフは20年以上あります。

注 平均寿命とは、0歳の人の平均余命のことをいいます。平均余命とは、死亡状況(年齢死亡率)が今後変化しないと仮定したときに、平均的にみて今後何年生きられるかという期待値を表したものをいいます。



主な年齢の男女別平均余命

年齢	0歳	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
平均余命(男)	80.21年	75.45年	70.49年	65.52年	60.61年	55.77年	50.93年	46.09年	41.29年	36.55年	31.92年	27.44年	23.14年	19.08年
年齢	0歳	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳
平均余命(女)	86.61年	81.84年	76.87年	71.89年	66.94年	62.01年	57.09年	52.19年	47.32年	42.49年	37.74年	33.07年	28.47年	23.97年

厚生労働省「平成25年 簡易生命表」

「その先の人生」に向けた準備、考えていますか?

実りあるセカンドライフのために、計画的に準備しましょう



しっかり備えて「みのり」を大きく

月々一定の保険料でお申込みいただけます。

5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)

■将来設計に合わせて、年金種類をお選びいただけます。

10年確定年金

5年ごと積立配当金
死亡給付金
年金支払開始
+増額年金注1
+増加年金注2
基本年金額 毎年91.62万円
年金支払期間(10年)
25歳ご契約 60歳払込満了 60歳年金支払開始

ご契約例①
10年確定年金
ご契約年齢・性別: 25歳・女性
保険料払込期間: 60歳満了
年金支払: 60歳開始
年金支払期間: 10年
基本年金額: 91.62万円
月払保険料(口座振替): 20,000円

※年金支払期間中は被保険者の生死にかかわらず年金をお受け取りいただけます。

10年保証期間付終身年金

5年ごと積立配当金
死亡給付金
年金支払開始
+増額年金注1
+増加年金注2
基本年金額 毎年30.86万円
保証期間10年
年金支払期間(終身)
25歳ご契約 60歳払込満了 60歳年金支払開始

ご契約例②
10年保証期間付終身年金(定額型)
ご契約年齢・性別: 25歳・女性
保険料払込期間: 60歳満了
年金支払: 60歳開始
年金支払期間: 終身
基本年金額: 30.86万円
月払保険料(口座振替): 20,000円

※10年間の保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生きておられる限り年金をお受け取りいただけます。

注1 増額年金…年金支払開始日前の5年ごと積立配当金により買い増した年金のことをいいます。
注2 増加年金…年金支払開始後の契約者配当金により買い増した年金のことをいいます(配当金支払方法を増加年金買増とした場合)。
注3 死亡給付金…既払込保険料相当額とします。

お受取例 お受け取りいただける年金のイメージについてご説明します。

■年金でお受け取りいただく方法のほかに一時金でお受け取りいただくことができます。

ご契約例①の場合 [10年確定年金]

年金支払期間10年のときの年金受取総額

91.62万円×10年
916.2万円をお受け取りいただけます

年金受取開始時に一括でお受け取りされる場合は(残りの年金支払回数10回の場合)約878万円をお受け取りいただけます。

ご契約例②の場合 [10年保証期間付終身年金]

65歳で亡くなられた場合

年金受取人の相続人の方に残りの年金を一括で受け取るか、そのまま年金として受け取るか、お選びいただけます。

91.62万円×5年
458.1万円をお受け取りいただけます

約447万円を一括でお受け取りいただけます(残りの年金支払回数5回)

88歳で亡くなられた場合

注 60歳・女性の平均余命を考慮した年齢

30.86万円×28年
864.08万円をお受け取りいただけます

健康で快適な生活を応援します **「満点生活応援団」** (ご契約者向けサービス)

三井住友海上あいおい生命の保険商品をご契約いただけますと、健康・医療・介護・育児・暮らし等に関するお客さまのお悩みに、無料電話相談サービス「満点生活応援団」をご利用いただけます。



大事なところだから、お申込み前にしっかり確認しよう。

お申込みにあたっては、下記の内容を必ずご確認ください。

お申込方法について

1 ご契約いただく前に必ずお読みください。

- ①この商品についてのご確認いただきたいことがら裏面に記載しておりますので、**契約概要** **注意喚起情報** **「ご契約のしおり(抜粋)」**とともに、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みください。
- ②これらの書面をお読みいただくことは重要です。特に「死亡給付金をお支払いできない場合について」「第1回保険料のお払込みについて」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- ③ご契約年齢は月払・口座振替扱の場合、責任開始日の属する月の翌月1日(契約日)時点での満年齢となります。
- ④ご職業・年齢などによっては、お引受けできない場合があります。また、三井住友海上あいおい生命生命保険契約の解約歴や失効歴、無効歴のあるお客さまのお申込みにつきましても、お取扱いをお断りすることがあります。
- ⑤ご契約のお申込みの際、またはご契約成立後に三井住友海上あいおい生命の委託した者が、お申込内容についてのご確認にお伺いすることがあります。

2 次に、同封されている以下の4つの書類に必要事項をご記入ください。

- 申込書
- 意向確認書
- 預金口座振替依頼書 兼 クレジットカード支払申込書
- ご本人確認書類 (ご本人確認書類コピーの貼付用台紙に貼付ください)

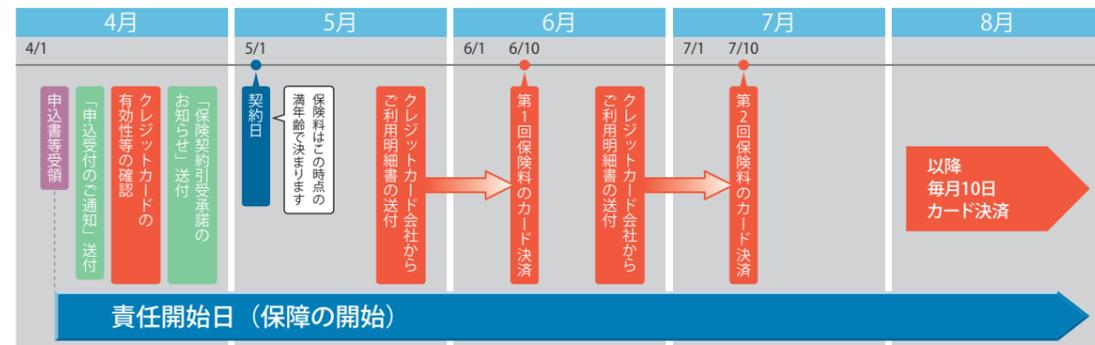
3 4つの書類を返信用封筒に入れてポストに投函してください。

4 お申込書類を受け付けたあとは、通常以下のスケジュール(例)ですすめさせていただきます。

●保険料のお支払い方法は、クレジットカード払と口座振替からお選びいただけます。

クレジットカード払を選択された場合

<月払・クレジットカード決済が10日の場合の例>
カード決済日やスケジュールはお客さまのクレジットカード規約に基づきます。以下の例は一般的な例ですので、詳しくはご指定いただいたクレジットカードの利用規約をご確認ください。

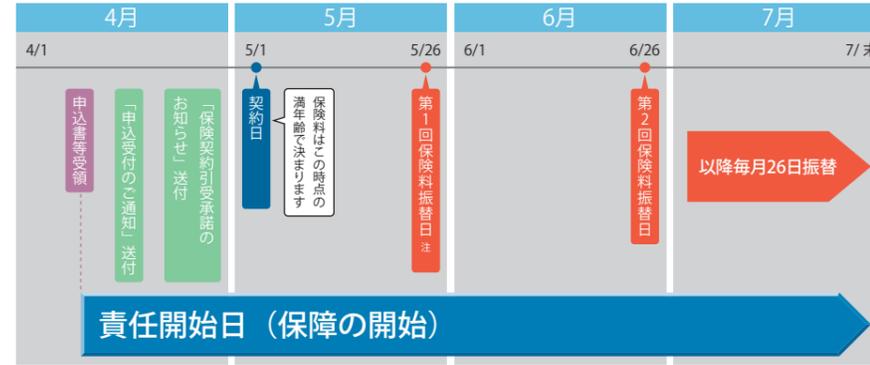


- クレジットカードの有効性等の確認時期に関わらず、三井住友海上あいおい生命がお引受けすることを承諾した場合には、三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」から保険契約上の責任を開始します。
- 月払契約の契約日は責任開始期の属する月の翌月1日となります。
半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
- ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
- 1契約あたり、1回分の保険料が月払は5万円以下、半年払・年払は10万円以下の場合に限ります。
※有効性等の確認ができなかった場合は、以下のいずれかの手続きが必要となります。
 - ・別のクレジットカードで、手続きをしていただけます。
 - ・保険料払込方法(経路)を口座振替扱等に変更していただけます。
- ※保険契約上の必要書類が完備せず、手続きが遅れた場合
 - ・最初に行った有効性等の確認の有効期限が切れた場合、再度有効性等の確認を行います。この結果、有効性等が確認できなかった場合は、上記と同様の手続きが必要となります。
 - ・第1回保険料のカード決済が第2回保険料と同月に行われることがあります。
- ※保険契約が成立しなかった場合
 - ・ご提出いただいたクレジットカード支払申込書は無効とし、お客さまに返却はいたしません。

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、三井住友海上あいおい生命受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みの際は余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

口座振替を選択された場合

<月払・口座振替扱の例>



お払込のご都合がつかない場合のために、保険料の払込猶予期間を設けています。

第1回保険料の払込期間	責任開始日からその翌月末日まで
第1回保険料の払込猶予期間	上記払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌々月末日まで

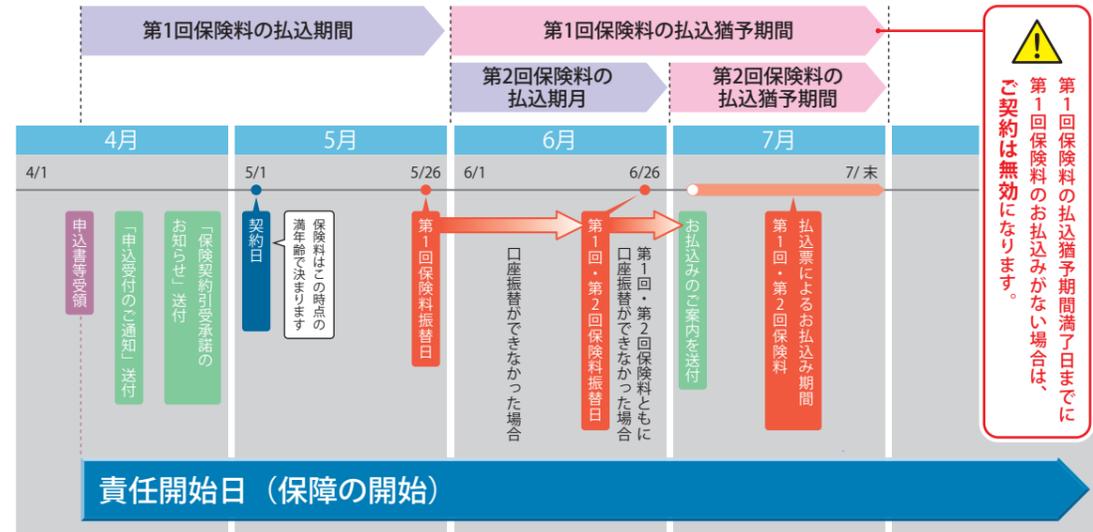
- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」から保険契約上の責任を開始します。
- 月払契約の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。
半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
- ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
- 契約日の属する月の26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)に、ご指定口座から第1回保険料をお振替いたします。以後、毎月26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)にご指定口座からお振替いたします。ご指定の金融機関により、上記口座振替日が27日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)となる場合があります。
- 注 お申込みをいただく時期、ご契約の成立時期等により、第1回保険料の口座振替日に口座振替できない場合は、翌月の所定の口座振替日(第1回保険料の払込猶予期間中)に、指定口座へご請求します。(保険料の払込方法が月払の場合は、第2回保険料とともにご請求します。)

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、三井住友海上あいおい生命受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みの際は余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

●第1回保険料のお払込みについて(月払・口座振替扱の場合)

第1回保険料は払込期間内にお払込みください。

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに、第1回保険料のお払込みがなかった場合
<毎月26日が口座振替の場合> ※口座振替日は金融機関により異なります



第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。

- この場合、次のとおりお取扱いたします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 下記のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)
- また、保険料の変更を伴う各種お手続き(保険金額の減額等)については、第1回保険料のお払込み後のお取扱いとなります。

以下の点にご注意ください。

- 第1回保険料の払込猶予期間中の口座振替日に保険料が口座振替できなかった場合は、三井住友海上あいおい生命がご案内する方法にしたがって、払込猶予期間内に保険料をお払込みください。
- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに給付金等のお支払事由が生じた場合、三井住友海上あいおい生命は第1回保険料*を給付金等から差し引きます。なお、お支払いする給付金等の金額が第1回保険料*に不足する場合には、給付金等をお支払いいたしません。
- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料*をお払込みいただきます。お払込みいただけない場合、三井住友海上あいおい生命は保険料の払込免除をいたしません。
- ※第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます。

ご契約時にご確認いただきたいことから

年金・給付金のお支払いについて

年金等	お支払いできる場合 (お支払事由)	お支払額
年金	確定年金 被保険者が年金支払開始日 ^{注1} に 生存されているとき	基本年金額 (増額年金、増加年金 がある場合は、その額 を上乗せしてお支払い します)
	保証期間付 終身年金 (定額型) 〈保証期間中〉 ・被保険者が年金支払開始日 ^{注1} に 生存されているとき 〈保証期間経過後〉 ・被保険者が年金支払日 ^{注2} に生存 されているとき	
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日 ^{注1} よりも前に死亡されたとき	基本年金額に対応する 月払保険料×経過月数

注1 年金支払開始日とは、第1回目の年金をお支払いする日のことです。被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

注2 年金支払日とは、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、お受け取りいただく年金等の総額がお払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険料の払込免除について

無選択特則を付加しているため、告知や医師の診査が必要なご契約とは異なり、保険料払込免除のお取扱いはありません。

配当金等について

- 契約者配当金は、責任準備金等の運用益が三井住友海上あいおい生命の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。
 - 契約者配当金は三井住友海上あいおい生命所定の配当積立利率で積み立て、年金の増額にあてます。なお、ご希望により途中で受け取ることもできます。
 - 年金支払開始後の契約者配当金については次のいずれかの方法をお選びいただけます。
 - ・年金の買増しに充当します。
 - ・三井住友海上あいおい生命所定の配当積立利率で積み立てます。ご希望によりいつでも受け取ることができます。
- ※個人年金保険料税制適格特約を付加された場合、積み立てた契約者配当金を途中で受け取ることはできません。

解約返戻金について

ご契約の内容等によっては、解約された場合のお支払金額は、既払込保険料を下回ることがあります。なお、解約時点において契約者配当金があるときはあわせてお支払いします。

個人年金保険料控除について

(所得税法第76条、同施行令第211条・第212条、地方税法第34条・第314条の2)

● 税法上の要件を満たす契約については、個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、個人年金保険料控除の対象となります。

● 個人年金保険料税制適格特約付加の主な要件は次のとおりです。

・年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること。

・年金受取人は被保険者と同一であること。

・保険料払込期間が10年以上であること。

・年金の種類が確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること。

※個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、税法上の要件を満たさなくなるような契約内容の変更はできません。

(例) ご契約後10年経過しないうちに払済年金保険へ変更することはできません。

※ 税法上の取扱いについては、2015年1月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

「ご契約のしおり・約款」について

申込書類受領後にお届けする「ご契約のしおり・約款」にはご契約にともなう大切なことからや必要な保険の知識などを説明しておりますので、必ずご一読のうえ大切に保管してください。

生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、下記通販デスクまでご連絡ください。

取引時確認(本人確認)について

法律の定めにより、ご契約時に運転免許証や健康保険証等の提示を受けるなどの方法によりご本人の確認をさせていただきます。また、契約者貸付金・解約返戻金・年金等のお支払い時、名義変更時等の場合にもご本人の確認をさせていただきますことがあります。

お問い合わせは、お気軽に
(通話料無料)

通販デスク **0120-506-252**

月曜日～金曜日
(受付時間) 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始を除きます)

このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず [契約概要](#) [注意喚起情報](#) [「ご契約のしおり\(抜粋\)」](#) をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

通販デスク TEL:0120-506-252(無料)

受付時間 月～金 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除きます)

http://www.msa-life.co.jp

[MS]B2513-3 10,000 2015.02.18 (改・一) 71 登2015-E-003(2015.5.1)